

不動産・財団等の登記

種別	基本報酬		手続報酬
所有権保存	課税標準価格が1000万円まで	10000円	申請1件につき5000円（マンションなど区分建物は10000円） 不動産の数が2筆個以上の時は1筆個増えるごとに1000円加算されます。
	課税標準価格が2000万円まで	13000円	
	課税標準価格が3000万円まで	17000円	
	課税標準価格が4000万円まで	20000円	
	課税標準価格が5000万円まで	23000円	
	課税標準価格が5000万円以上	事前に見積りさせていただきます	
所有権移転	課税標準価格が500万円まで	25000円	○相続登記以外 申請1件につき5000円（敷地付区分建物は10000円） ○相続登記 申請1件につき7000円（敷地付区分建物は12000円） ○不動産の数が2筆個以上のとき1筆個増える毎に1000円加算されます（敷地権土地を含む） ○複雑な登記の場合は申請1件につき7000円を追加
	課税標準価格が1000万円まで	30000円	
	課税標準価格が2000万円まで	35000円	
	課税標準価格が3000万円まで	40000円	
	課税標準価格が4000万円まで	45000円	
	課税標準価格が5000万円まで	50000円	
	課税標準価格が5000万円以上	事前に見積りさせていただきます	
所有権更正 所有権抹消 所有権その他	課税標準金額に関わらず	11000円	○すべての依頼共通で申し受けさせていただく手数料として以下の手数料をいただきます。すべての依頼共通で申し受けさせていただく手数料として以下の手数料をいただきます。 相談手数料・予備費として2500円～10000円 本人確認書類の作成をした場合10000円 契約書・遺産分割協議書などを作製した場合書類申請1件につき4000円 事前調査のための登記事項提供サービス利用料実費分および登記完了証明用の登記事項証明書実費分と、それらの取得手数料として各1000円。
名義人表示変更・更正	課税標準金額に関わらず	5000円	申請1件につき3000円 不動産の数が2筆個以上のとき1筆個増える毎に1000円加算されます 交通費実費分（遠方からのご依頼で宿泊費が生じた場合、宿泊費と食卓費を実費） ○遺言書の作製サポート
抵当権設定など担保権の設定（根抵当権をのぞく）	課税標準価格が500万円まで	20000円	申請1件につき5000円 不動産の数が2筆個以上のとき1筆個増える毎に1000円加算されます
	課税標準価格が1000万円まで	25000円	
	課税標準価格が5000万円まで	30000円	
	課税標準価格が1億円まで	40000円	
	課税標準価格が1億円を超える	事前に見積りさせていただきます	
根抵当権設定	課税標準価格が500万円まで	24000円	申請1件につき5000円 不動産の数が2筆個以上のとき1筆個増える毎に1000円加算されます
	課税標準価格が1000万円まで	26000円	
	課税標準価格が5000万円まで	32000円	
	課税標準価格が1億円まで	38000円	
	課税標準価格が1億円を超える	事前に見積りさせていただきます	
（根）抵当権移転など所有権以外の権利の移転	課税標準金額に関わらず	11000円	○別途登録免許税、登記情報提供サービス利用料、登記事項証明書その他（印紙代等）を申し受けます。 作製に関する相談・公証人役場へ同行・立会証人引き受け16000円 ○ゆうちょ銀行相続手続きの文書作成 通帳残高計1000万円まで10000円 // 2000万円まで20000円 // 3000万円まで30000円 // 4000万円まで40000円 // 5000万円以上50000円
（根）抵当権変更など所有権以外の権利の変更	課税標準金額に関わらず	6000円	
（根）抵当権抹消など所有権以外の権利の抹消	課税標準金額に関わらず	6000円	

この表にないご依頼の場合は別途見積もりさせていただきます。